

栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助事業実施要綱

令和 7（2025）年 3 月 24 日付け気対第 408 号

環境森林部長通知

令和 7（2025）年 6 月 30 日一部改正

（事業目的）

第 1 条 栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援事業（以下「本事業」という。）は、県内の子育て世帯等による Z E H 水準以上の断熱性能等を有する新築住宅の取得又は既存住宅の断熱化（以下「住宅の高断熱化等」という。）に対し、補助金を交付することで、住宅の省エネルギー化を促進し、物価高騰による影響の負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯等 子育て世帯又は若年夫婦世帯をいう。
- (2) 子育て世帯 令和 6 年 4 月 1 日時点（令和 7 年 3 月 31 日までに工事着手したものについては、令和 5 年 4 月 1 日時点）で 18 歳未満の子を有する世帯をいう。
- (3) 若年夫婦世帯 令和 6 年 4 月 1 日時点（令和 7 年 3 月 31 日までに工事着手したものについては、令和 5 年 4 月 1 日時点）で夫婦（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）のいずれかが 39 歳以下である世帯をいう。
- (4) Z E H 水準 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）をいう。）を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。
- (5) 国補助金 国が実施する、住宅の高断熱化等に要した経費の一部を補助する事業による補助金のうち、別に定める補助金をいう。
- (6) 新築住宅の取得 国補助金制度で定めた新築の条件を満たす、住宅の建築または新築住宅の購入をいう。

（交付対象者）

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

- (1) 国補助金を活用し、県内で住宅の高断熱化等を実施した者であって、次のいずれかに該当すること。
 - ア 自己居住の目的で Z E H 水準以上の断熱性能等を有する新築住宅の取得をした子育て世帯等に該当する個人
 - イ 居住している既存住宅の断熱化を実施する子育て世帯等に該当する個人
 - ウ 賃貸に供する目的で、子育て世帯等を対象とした住宅の新築をする個人又は法人
 - エ 賃貸に供する目的で、所有している既存住宅の断熱化を実施する個人又は法人

オ 既存住宅の断熱化を実施する管理組合法人又は管理組合の代表者

(2) 県税の滞納がないこと。

(3) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第6条の規定に基づき、次のいずれかに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、国補助金を活用した次のいずれかに該当するものとする。

(1) 新築住宅の取得

(2) 次のいずれかに該当する既存住宅の断熱化

ア 開口部の断熱改修（ガラス交換、内窓設置、外窓交換及びドア交換等）

イ 躯体の断熱改修（天井又は壁等）

（補助対象経費及び補助額）

第5条 補助対象経費は、新築住宅の取得費用又は既存住宅の改修費用のうち、断熱化に要した製品の費用、設置工事に係る材料及び設備の購入並びに工事に要する経費とし、補助額は補助対象事業毎に次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(1) 新築住宅の取得は、1戸あたり30万円を交付する。

(2) 既存住宅の断熱改修は1戸あたり国補助金の交付額1／2又は10万円のいずれか低い額とし、千円未満は切り捨てる。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7（2025）年3月24日から施行する。

2 この要綱は、令和8（2026）年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7（2025）年6月30日から施行する。